明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕
○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六八）　一
〔告示〕
○行政書士試験の施行に関する定めの一部を改正する件（総務三三五）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務二四三）　二
○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第八号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件の一部を改正する告示（財務二三七）　三
○株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第六項の規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（同二三八）　三
○特別業務指針の一部を改正する告示（同二三九）　三
○特別史跡に地域を追加して指定する件（文部科学一一二）　五
○史跡に地域を追加して指定する件（同一一三）　五
○名勝に地域を追加して指定する件（同一一四）　五
○天然記念物に地域を追加して指定する件（同一一五）　五
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同一一六）　五
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（農林水産一二一九）　六
○保安林の指定をする件（同一二二〇）　六
○保安林の指定を解除する件（同一二二一）　六
○信号符字を点附した件（国土交通九七五）　六
○信号符字を取り消した件（同九七六）　六
○船舶国籍証書を無効とした件（同九七七）　六
○船舶国籍証書が無効となった件（同九七八）　六
○高速自動車国道に関する件（同九七九）　六
○道路に関する件（東北地方整備局九〇）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一九四）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一三三、一三四）　六
〔国会事項〕
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明　七
関係　会社その他　諸事項　八
〔皇室事項〕　九
〔公告〕　九
諸事項　九

府令

○内閣府令第六十八号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十四条及び第四十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年九月二十八日　内閣総理大臣　岸田　文雄

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（手数料の納付方法） **第七条**　法第四十三条第四項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による国庫に納付すべき手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより納付しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。 （登録の申請） **第九条**　［略］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～三　略］ 四　法第四十六条第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの ［イ～ハ　略］ ニ　外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を受けるための計画を記載した文書 ホ　［略］ 五　［略］ ３　［略］	（手数料の納付方法） **第七条**　法第四十三条第四項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による国庫に納付すべき手数料は、申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより納付しなければならない。 （登録の申請） **第九条**　［同上］ ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～三　同上］ 四　法第四十六条第一項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの ［イ～ハ　同上］ ニ　外部精度管理調査（国その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。）を定期的に受けるための計画を記載した文書 ホ　［同上］ 五　［同上］ ３　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。